

第 117 回

食料・農業・農村政策審議会 企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 117 回

食料・農業・農村政策審議会 企画部会

日時：令和 7 年 2 月 5 日（水）13：00～15：25

会場：農林水産省 講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 食料・農業・農村基本計画の策定に向けた検討

（食料・農業・農村基本計画骨子(案)）

3. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

配布資料一覧

資料 1 食料・農業・農村政策審議会企画部会委員名簿

資料 2 食料・農業・農村基本計画 骨子（案）の概要

資料 3 食料・農業・農村基本計画 骨子（案）

参考資料 1 我が国の食料安全保障をめぐる情勢

参考資料 2 食料・農業・農村基本法 改正のポイント

参考資料 3 食料・農業・農村基本法

午後1時00分 開会

○政策課長 それでは定刻となりましたので、ただいまより食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日も御多忙にもかかわらずお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日でございますが、磯崎委員と林委員が所用により御欠席となっております。また稲垣委員は遅れて御参加予定でございます。現時点で、企画部会の委員の出席者は19名でございます。食料・農業・農村政策審議会令の第8条の第1項及び第3項の規定によります定足数3分の1以上をそれぞれ満たしていることを御報告申し上げます。

また、本日の審議会は公開といたしまして、会議の議事録は農林水産省のウェブサイト上に公表いたしますが、委員の皆様には公表する前に内容の確認をいただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の議題でございますが、前回の企画部会での御議論も踏まえて修正いたしました骨子案につきまして、改めて御議論いただければと存じます。

それでは、この後の司会の中嶋部会長をお願いいたします。よろしくお願いします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。本日もよろしくお願いいたします。

本日は第9回目の議論となります。15時までの予定で議事を進めたいと思いますので、御協力よろしくお願いします。

それでは議題に入ります。

初めに事務局から資料について御説明いただき、その後、委員の皆様の間で意見交換を行っていただきたいと思います。他の委員と同様の御意見であっても、御発言いただいて差し支えございませんのであらかじめお伝えさせていただきます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○総括審議官 それでは御説明いたします。資料3の骨子案を直接御覧いただければと思います。

今回、企画部会での議論に加えて、与党などでもこの骨子の説明も始めておりまして、与党の指摘で直した部分もありますので、そういう形で直しがありましたことをまず報告させていただきます。今回皆様に御説明しなければいけないのは、1ページ開いていただくと、前回のときは水田政策の見直しという目次はありましたが、中身は書いてなかったわけですが、今回政府部内で調整をして、1月31日に水田政策の見直しの検討の方向性について御説明させていただいておりますので、それが記載されたということでございます。

まず水田政策については、令和9年から根本的に見直す方向で検討を本格的に開始したいということです。まず基本的な認識でございますが、水田政策については、国際情勢や自然災害、気象変動により需要と供給の双方が大きくする変動するリスクですとか、あるいは担い手が急激に減少していくという構造変化、このあたりへの対応という課題が山積しているわけでございます。こうした中で、農業者のみならず国民の皆様のために食料の安定供給がなされるよう、水田政策の見直しを行う必要があると考えております。

また、水田の畑地化を進める中で、麦や大豆を本作化する意欲のある取組を行っていただいている皆様がいらっしゃるわけですが、こうした皆様から、令和9年度以降の政府の支援がどうなるのかといった不安の声が寄せられるとともに、収量や品質が低下する懸念から、5年の水張りルールについても検討してほしいという声も上がってきたところであります。

今回、この検討に当たっては、水田を対象としてきた現行の水活を根本的に見直して、米の生産性を抜本的に向上させつつ、必要な水田を維持するとともに、さらに米以外の作物を作る農地については食料自給力の向上の費用対効果を踏まえて、これまで作付けしてきた作物の本作化を図って、田畑問わず生産性を向上させる方向で政策構造を転換する。このことを通じて食料安全保障の確保につなげたいと考えているところでございます。また同時に中山間につきましても、地域計画を軸に地域農業を維持し、農地を守るための取組をより強力に推進してまいりたいということでございます。

このように、令和9年度以降は水田を対象として支援する水活を作物ごとの生産性向上等への支援という形で転換するため、水田機能の確認が不要となることから、平成9年度以降、水張りの要件は求めないという形になると考えております。

また、令和7年、8年についても、土壌改良資材の散布など、連作障害を回避する取組をしていたのであれば、水張りをしなくても水活の対象とする緩和措置を講ずることとしたいと考えております。そのところがこの水田政策の1ポツ目ということでございます。

2ポツ目、米についてでございますが、国内外の需要拡大策ですとか、大区画化、スマート技術の活用、あと品種改良等の生産性向上策を強力に推進する。あとは輸出用の拡大を見据え、これはまた次の米のところでも輸出については出てきますが、新市場開拓用米とか米粉用米、加工用米の支援を創設してまいりたいということで考えております。

飼料作物については、国産の飼料の生産性の向上を図る必要があるわけですが、例えば飼料用米に比べて、青刈りとうもろこしは労働時間が7分の1で単収が2倍とか、あるいは飼料自給率への貢献が約2倍であると、こういう優位性があるわけなので、飼料の生産性の向上を図るために、飼料用米中心の生産体系を見直して、青刈りとうもろこしとか、ソルゴーとか、そういう飼料作物の生産振興

もより積極的に図られるような体制にしていく。飼料用米等については、現場の実態を調査・検証した上で、必要な支援を検討してまいりたいと考えております。

また畑作物でございますが、青刈りとうもろこし等の飼料作物に加え、輸入依存度の高い麦・大豆につきまして、食料自給力の向上の費用対効果を踏まえて、水田・畑にかかわらず、生産性向上に取り組む者への支援を見直すべく検討を進めてまいりたいと考えております。

次に有機のところですが、有機は減農薬・減肥料について支援する新たな交付金も念頭に、そういう支援を検討するほか、農業者が急減する中で地域計画の実現に向けて担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの農地を引き受けていけるように、農地の集約化等への支援措置について強化してまいりたいと考えております。このとおり水田政策を根本的に間検討してまいりたいと考えておりますが、その際には、麦・大豆の生産を行う方々が意欲を持って営農できるような検討としてまいりたいと考えております。

あと現行の産地交付金については、現場の使い方の実態を調査・検証した上で、これも水田・畑にかかわらず、例えば中山間地域等の条件不利地域も含めて、そういう地域において、例えば地域の事情に応じた産地形成がより促進されるような仕組みとする見直しをしてまいりたいと考えております。中山間地域等直接支払についても、より条件不利の実態を配慮して支援を拡大する方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

こうした施策の検討に当たっては、例えば青刈りとうもろこしの導入が可能な面積がどれぐらいあるのかとか、導入に必要な対策を検証するため、今、実証事業をスタートするという方向でやっていますので、その実態を分析する必要があることですか、あと産地交付金も実態の調査をすることにしておりますので、その調査を分析する必要があること。あとは日本型直接支払についても、条件不利地域の生産コストの調査などを行いたいと考えておりますので、こうした調査を行った上で令和7年度中に方針を策定する方向で取り組みたいと考えております。

予算につきましては、現行の水活の見直しや、見直しを伴う既存施策の再編により得られた財源を確保しつつ、構造の転換に必要な予算をしっかりと確保したいと考えております。

今回の見直しですが、繰り返しになりますけれども、米の更なる需要拡大とそれに向けた大区画化、スマート技術の活用、あるいは品種改良等による低コスト生産の推進、輸入依存度の高い麦・大豆の国産化、青刈りとうもろこし等の飼料作物の導入による飼料自給率の向上を通じて農地を維持して、食料安全保障の確保に資するという目的で行うものでございますので、今後の検討に当たりましては、現場の方々、関係団体を含めた幅広い御意見を丁寧に向い、また当然のこと、与野党含めて様々な国会の方々にもお諮りしながら支援を得る検討を進めてまいりたいと考えております。

これがまず、水田政策の見直しの関係でございます。

次に米でございますが、これは石破総理も、今回の施政方針演説の中で米の輸出の拡大に向けたプロジェクトを進めていくんだというふうにお話しされております。我々としても水田の、米の生産ということを維持・拡大する観点からは、これまで以上に輸出というものに取り組まなければならないと思っておりますが、その輸出を拡大するためにも、やはりカリフォルニア産のお米と伍していけるような、低コストで生産できる体制というものを作っていかねばいけないと考えております。

そういう中で、この2ページの輸出のところで、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成することとして、生産性向上の取組を強力に進めるということで、農地の集積・集約化、大区画化、品種改良、大区画化を活用したスマート農業技術の活用と、こういうような取組で、大規模輸出に取り組む輸出産地を30産地形成することを念頭に取組を進めたいと考えております。

あと海外からニーズの高い有機米の作付拡大を進める、あるいは当然、海外におけるマーケットニーズの調査を行いながら需要の開拓を進めていかねばいけませんので、当然、日本食のプロモーションですとか商流構築、あとは、サプライチェーンをしっかりと国内外で一貫してつないでいくようなモデルの構築などの取組をしっかりと推進して、使用量の拡大を図っていきたいということを米のところで位置付けたところでございます。

これがまず、前回からの大きな変更点の1番目でございます。

あと、委員の皆様から前回寄せられました意見についての対応状況について御説明をさせていただきます。

まず水戸部委員から、生乳のところでヘルパーなどの外部組織の活用について御指摘がありましたので、12ページのところで酪農ヘルパーの活用を促進するというような記述を追記させていただいております。これがまず1点目でございます。

次に田島委員の方から、水土里ビジョンの策定する仕組みを設けるとあるが、計画を策定した後のその取組をどういうふうにしていくのが大切だという御指摘をいただきましたので、16ページにそのような水土里ビジョンの仕組みも活用しつつ支援の充実を図るというような形で記載をしたところでございます。

大津委員の方からは、子育てのライフステージに合わせた女性の働きやすい環境整備について記載ということで、それは大規模生産のための環境を整えるものではないので記載箇所がちょっと違うのではないのかという御指摘をいただきましたので、17ページの下で女性の持続的な農業経営の実現に向けたというところで、女性の就農促進や継続的雇用に向け、ライフステージに合わせたという形で、そういう形の記載ぶりにさせていただいております。

あと輸出のところで水戸部委員から、北海道、大ロットで輸出をする、そういう供給能力の高い地域について基本計画位置付けをしてほしいというお話がありましたので、これは31ページでございますが、「特に供給力の大きな地域において」というのを（２）の「供給力向上の取組」の１ポツ目のところで記載をしております。

あと内藤委員の方から、食品産業の効率的流通のところの指摘がございましたので、こちらについては、35ページのところで「物流の標準化、デジタル化・データ連携等の取組」という形で書かせていただいたところであります。

あと二村委員の方から、食品表示についての取組、そういうところで総合的な表示の検討も必要なのではないかというようなお話ありましたので、こちらは37ページのところで、「合理的かつシンプルで分かりやすい食品表示制度の在り方について、順次議論を進めていく」という形の記載を追記したところでございます。

あと水戸部委員の方から、環境負荷低減に向けた土づくりとかそういうのが重要だということを御指摘いただきましたので、40ページのところで、「堆肥や緑肥等の有機作物の施用により、化学肥料の低減や土づくりを推進する」という旨を記載したところでございます。

あと竹下委員の方から、３分の１ルールとか食品期限表示の設定のためのガイドラインについて、そういうところが根元なので、もう少し取組が増えるように押し出した方がいいのではないかと。あと外食のところもしっかりと書いた方がいいのではないかとという話がありましたので、これは41ページでございますが、「外食における食べきり等を推進する」ということと、あと消費者庁の方でも「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の見直しを今進めておりますので、その旨を関係団体に周知して早期の対応を促進する旨を追記したところでございます。

あと、同じく竹下委員から、プラスチック資源の対応について消費者の啓蒙が必要というような記述も追加したらどうかという指摘を受けましたので、42ページの方で「消費者の理解醸成」とか「国内外の関連規制等情報の収集・提供等を行う」というようなことを記載したところでございます。

あと齋藤委員の方から、広葉樹を例えば荒廃農地に植えるような取組も大切なのではないかとというようなお話がありましたので、こちらは47ページの方にその旨を、「省力化作物の栽培」とか「放牧等の粗放的な利用を含めた」と、あと「計画的な林地化」という形で記載をさせていただいたところであります。

あと行動変容のところで、赤松委員の方から、「健全な食生活」という文言を入れていただければというような話がありましたので、50ページにその旨、記載をさせていただいたところであります。

全体を通して、中嶋部会長から、例えば環境のところとかにも食料システムの話が関係しているの

で、もう少し体系を整理しなければいけないのではないのかというお話を受けましたので、持続可能な食料システムを持続的な食料システムに修正した上で、この資料2の別紙の概要の一枚紙について、少し分かりにくいのですが、この「持続的な食料システムの確立」をこの「環境と調和のとれた食料システムの確立」のところまで含める形で整理して進めていきたいというふうに考えております。

あと、堀切委員、大橋委員、浅井委員から、KPIをチェックする際の様々な項目との関係性が少し分かりにくく、しっかりと整理した方がいいのではないのかという御指摘をいただきましたので、こちらの方は、今日の資料の後ろの方についている、今画面に出ている資料を新しく理解促進のために作成して、御議論いただければというふうに考えて御用意させていただきました。

今回、特に我々の問題意識として、農業者が急減して、一方で国内の需要を賄うためには必要な農地の3分の1程度しかない中、人・農地等の資源をどうやってフル活用して食料自給力の向上を図っていくのかという観点で、農業の構造転換を集中的に進めることが重要な課題になっているという観点で、まずこの部分、食料安全保障の確保の中でも農業の持続的な発展の部分についての構造というものをちょっと整理をしてみたということでございます。

まず食料の安定的な供給を図るためには、国内生産の増大という観点から食料自給率、これと併せて輸入の安定化と食料の備蓄の確保ということ、まずこの目標を掲げたいと思っております。

食料自給率の目標のKPIは、自給率の分母、分子である品目ごとの国内消費仕向量、生産量とさせていただきたいというふうに思っております。これに加えて国内生産の増大に資する政策効果を特に把握するものとして、その生産量の内数に当たる輸入依存度の高い麦・大豆、加工・業務用野菜の国産切替量や輸出货量についてもKPIとして示していきたいと考えております。その上で生産量を確保するために必要な品目ごとの作付面積もKPIとしたところでございます。

あと輸入の安定化のKPIでございますが、輸入相手国の多様化している状況を把握することに加えまして、輸入安定化に資する投資の実行件数ですとか、二国間対話の枠組み数という形で考えて、これを総合的に見ることで輸入の安定化の状況を把握したいと考えております。

また、食料の備蓄の確保目標のKPIとしては、主食である米、小麦の備蓄がなされていることの確認という意味で、この米、小麦の備蓄量を掲げたところでございます。

あと、食料の安定供給を確保するためには、人、農地、技術、生産資材といった食料自給力の確保ということが必要になってまいります。そのため、人に関しては、サステナブルな農業者人口の構成を目標として、そのKPIとして生産年齢人口のうちの若年層のシェアですとか、あるいは地域の方針策定に参加する女性農業者の割合、こういったことを示したいと考えております。

農地については、農地面積の確保を目標として、KPIを農振法に基づく農地面積の目標の達成状況と

したいと考えております。また、人と農地の構造の目標として担い手への農地集積率を設定して、そのKPIを販売金額に占める担い手のシェアという形にしていきたいと考えております。

あと農地と技術に係る基盤整備の強化も目標として、そのKPIとして基盤整備実施区域における生産性の向上を示す労働費の削減割合ですとか、あるいは農業用水が確保されている農地面積の割合などを掲げたいというふうに思っております。

あと技術に対応したところについては、生産性の向上につながる単収の向上という形で目標を設定して、そのKPIを品目ごとの単収としていきたいと。あとはその単収を上げるために必要な、多収化に資する品種の育成もKPIとしたいと考えております。

あと生産性の向上に関して、スマート農業技術の活用もとても大切なので、スマート農業技術を活用した面積の割合を目標として、KPIとしてはスマート農業法に掲げる技術の実用化割合ですとか、スタートアップの売上高というふうにしたいと考えております。

あと農業生産には不可欠である生産資材の部分ですけれども、これも輸入依存度が高いものでございますので、その安定供給を図るために国内の資源利用拡大あるいは肥料原料の備蓄の確保、種苗の安定的供給の確保、飼料の備蓄の確保をそれぞれ目標として設定して、それに対応するKPIを掲げたいというふうに考えております。

先ほど生産量を確保するための作付面積をKPIにするというふうに申し上げましたが、農業人口が減少する中で、その生産量と作付面積の関係では、単収向上とか基盤整備とか、あるいは技術導入によって生産性の向上を図ることが不可欠でありますので、生産量と面積の間で人、農地、技術を結びつけて整理していきたいと考えております。

これに関連して、食料自給力の確保に係る農業構造の見通しですとか、あるいはスマート技術を活用したモデル的経営の技術体系、労働時間、所得についても、基本計画の中でお示しする方向で今作業を進めているところであります。

少し長くなりましたが、私の方からは以上であります。

○中嶋部会長 御説明ありがとうございました。

それでは事務局からの御説明を踏まえまして、委員の皆様からの御発言をお願いしたいと思います。

それで毎度のことでございますが、皆様での御議論の時間、第2ラウンドがもしあればと考えて、お一人5分以内での御発言ということで御協力いただければと思います。

それでは、まず齋藤委員、よろしくお願いいたします。

○齋藤委員 説明ありがとうございます。

今回初めて水田政策の見直しということで明文化されましたけれども、内容について法人協会では

以前から要請していたものがほとんど入っているということで非常に歓迎しております。特に5年水張りが要件になったことで、今まで本作として畑地化しながら一生懸命いいものを作ろうとしていた人たちが、もう変えれなくなって本当に困ったという話が沢山出ておりました。特に何百haという面積をやっている法人については、しっかりとした稲作、それから転作ではなく本作で畑作物をやらないと、やっぱり社員の労働時間の問題等々ございますので、今回の改正については歓迎したいと思います。

1つ要望というか、青刈りとうもろこし等の生産振興とありますので、入っているとは思いますが、青刈りとうもろこしは北海道とそれから九州の一部でしか成し得ない作物だろうと思います。特に大型の機械で、多分海外のハーベスターを使うしかないので、隣にトラクターを並走して収穫するような作物ですので、本州の小さい田畑では無理なのだろうと思うのですが、今国内の肉用牛の皆さんがWCS、それからSGS、ホールクロップサイレージとソフトグレインサイレージですが、それを主な飼料として定着しているさなか、飼料用米の方が駄目になるのではないかというニュースがあつて非常に落胆しておりました。

飼料用米の問題は、無くなるのはしょうがないかなという思いも、面積もそうですし、予算の問題もあると思いますので、諦めざるを得ないのかもしれませんが、SGSとWCSは定着した国産飼料ということで、青刈りとうもろこし並みに普及拡大を狙ってやらせていただければ助かるなという思いでございます。

それからもう1つ、②の米の輸出の方をしっかりと書いていただきまして、私も計画では600トンの米を集荷して香港に全部販売しておりますが、その中で様々な支援をいただいて、今度、香港だけではなく、中国本土、それからロサンゼルスにも販路を拡大するという、現地で報告を受けたばかりなのです。ということは、輸出用米は更に更に必要になりますので、強く支援していただきたいのですが、この輸出の中に、農地の大区画化とか品種改良とか、生産のところに入れていただいて、輸出は輸出で推進、それから生産も当然書いてあります。大区画化は、私も何度も発言しますが、農地耕作条件改善事業を使って法人が結構な勢いで、私は2haで1枚の田んぼを作っていますが、どんどん広げているという状況が見えますので、こちらの方は輸出ではなくて生産の方に入れていただいて、更なる推進の方を是非お願いしたいと思います。

今回の変更は大変、農業界、特に大型農業法人にとってはよい改正案だろうと私は思っております。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、大津委員お願いいたします。

○大津委員 発言の機会をありがとうございます。齋藤委員にかぶる点もありますので続けて発言させていただきます。今回は水田政策が審議対象になりましたので、米農家としての立場で、ちょっと5分を超えたらごめんなさい、急ぎます。

最初はすごく単純なことなのですが、水活というふうに書かれているのですが、これは専門用語なので、水田活用の直接支払交付金と明記する必要があると思います。

5年水張りの要件が緩和されるということ自体は私もとても評価しています。ただ、裏を返すと水田が畑地化するということになりますので、地目が水田のままなのだとすれば整理が必要になるのかなと思います。特に食料供給困難事態対策法によって、私たち農業者は有事になると国の指示に従う義務を負うことになるのですが、足りないからといってお米の増産指示が出ても、畑地化したほ場だと構造上も土質上も水を張れなくなっている可能性もあるからです。

水田政策全般について、水田政策というのは大きなウェイトを占める重要な項目だと思いますが、言葉を選ばずにちょっと荒い言い方をしますと、ほ場は団地化して新技術や新品種も開発して、米でもほかの作物でも作りやすいようにしていくけど、その代わり気候変動や社会状況の変化で農産物が足りなくなったら国の指示に従いなさいと言われてるように我々現場の人間が感じないような進め方をしていかなければいけないのかなと思います。団地化はもちろん必要だと思うのですが、伝え方や進め方に注意が必要だなと思います。

また、棚田については団地化に限界があり、ほ場面積を大きくすればするだけ急傾斜ののり面が増えて、土手やあぜの管理が大変な重労働になります。実際私のところでも、ほ場整備事業後は田んぼや水の管理が楽になった一方で、急傾斜ののり面の草切りが本当に大変で、もう少し年を取ったらできなくなるのではと思っているところです。

そして米に関する項目で、輸出拡大のために低コスト化の強化がうたわれていますが、これも齋藤委員がおっしゃるとおり、私も疑問といいますか、これは国内生産のところだなというふうに思います。特に有機米に対する海外ニーズが高く、また円安という輸出にとっては有利な状況にありますので、輸出向けこそ棚田など条件不利地域で栽培し、見栄えのする景観と生物多様性をアピールしてコストに見合った商品にすべきであり、新たに1ha以上の団地を作って有機にするのであれば、むしろ国内市場でできるだけ消費者負担の少ない形で有機農産物を提供したいところです。

先ほど齋藤委員がおっしゃられたWCSについても、畑地化しにくい場所での水田活用という意味では、是非是非残していただきたいと思います。

2点目です。14ページの地域計画についてです。

地域計画の実現に向けて一番必要なのは調整役です。現時点まで売買や賃借の調整ができていない

というのはそれなりの理由があるところばかりで、支援制度の中でも特に人的支援、それもただでさえ人手不足に苦しんでいる基礎自治体職員の負担を増やすのではなく、かといって民間の大手コンサルティング会社にばかり利益が行く構造でもなく、例えば県立大学や農業大学、農業高校の教育も兼ねて、若者たちが関わって農地集約に必要な未来像づくりを支援するのがよいのではないのでしょうか。

最近聞いた話では、佐渡島で新潟大学の教授が継続的にワークショップや未来会議を開催し、マルチステークホルダーによる将来像づくりに取り組まれていますし、そのようなグッドプラクティスというものはほかにもたくさんあるのだと思います。貸す、売る、誰にというデリケートな話の前に、その地域がどういう将来を目指していくかという描くプロセスをお大事にしていければと思います。

3点目です。すっかりとバイオディーゼルおばさんになってしまっていて、またかと思われると思うのですが、大型農機の燃料としてバイオディーゼルを推進する件についてです。

前回の最後に、バイオ燃料は各地域においてコスト面で見合うものなのか相談しながら進めていくべきものである認識という御回答をいただき、その考え自体には全く異論も反論もありますが、大型農機の電化や水素化、特に水素化につきましては、現時点では経済合理性や安定供給のめどは立っていないと認識していますので、高純度バイオディーゼルとの差異はないと思われます。

24ページについては、「電化・水素化技術等他分野の要素技術の応用可能性」という表記に改められており、何というか、うまくかわされたなという感じがするのですが、環境負荷低減に向けた個別分野の取組として挙げられている39ページについては、「大型農機での電化・水素化技術の利用拡大等に向けて、他産業で開発・実用化された技術の応用検討を推進する」という表記にとどめるのではなく、電化・水素化及び植物由来燃料の利用拡大等にしていただきたいです。高純度バイオディーゼルという呼称が特定の団体や商品に結びついてしまうのであれば、今申し上げた植物由来の代替燃料という表現でもよいかと思います。

4点目で、これも前回の発言からの引き続きになりますが、生物多様性の目標についてです。

KPIの中に生物多様性というキーワードが全くないのは残念という発言をしましたところ、複数の団体や一般の方から御賛同いただきました。特に自然保護団体の方からは貴重な資料とともに、数値化目標も可能という御指摘をいただきました。私はその分野の専門家ではないのでにわか勉強でしかありませんが、JBOと呼ばれる環境省の生物多様性総合評価などを活用すれば、今回のKPIに含めることも十分可能なのではないかと感じました。

イギリスのように、生物多様性の目標設定、生物の定量的なモニタリングを実施している国もあるようなのですが、既に日本においてもモニタリング1000里地調査という方法で現状評価を実施済みとのことですし、多面的支払交付金に基づく生き物調査も毎年全国3,700組織で実施しているとのことで、

これら既存の仕組みを改良するだけで全国の農地の生物多様性の現状評価は可能なようです。是非御検討いただければと思います。

もし様々な理由で今回の基本計画でKPIに入れることが難しいようであれば、せめて枕詞的に「生物多様性の保全につながる」というフレーズを農薬の化学肥料削減や中干し期間の延長の項目に付けてはいかがでしょうか。簡単なことではないと思いますが、改定されたばかりの基本法で環境との調和を重視している中、KPIの中に生物多様性の保全に関わる数値目標があったらいいのになと単純に思う次第です。

今年ブラジルで開催されるCOP30では、農業と環境の問題もこれまで以上に議論されると予測されていると聞きます。ですから、せっかく農水省として生物多様性計画やみどり戦略を推し進めている中で、数値目標を掲げることで存在感を高めていくことができるのではないかと思います。

最後、おまけというか、突飛な発言になってしまいますが、新たなKPIの提案です。農業者の平均特殊出生率を2.0以上まで上げるという目標です。農村地帯のサービス及び生態系サービスを維持していくためには、これ以上の人口減少を食い止める必要があるのですが、人口を維持するためには少なくとも平均特殊出生率が2.0以上である必要があります。

以前、食料・農業・農村白書の部会でこの御提案をさせていただき、農村部の平均特殊出生率を調べていただいたところ、都市部よりも優位な数値が出ましたので、今年度の白書にはその項目が追加されるようです。

ちなみになのですが、農業女子プロジェクトのイベントで自主的に統計を取ってみたところ、40人程度の少ないサンプルなのですが、平均特殊出生率が2.8人でした。国としても異次元の少子化対策に取り組んでいる中、農業者ないしは農村部が優先的に少子化防止に取り組んでいけたら、様々な副次効果が生まれるのではないかと考えます。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、水戸部委員お願いいたします。

○水戸部委員　はじめに、これまで私の意見などを踏まえまして整理をしていただきましたことにお礼を申し上げます。なお、前回、この計画に関係者の方々が見て、意欲とやる気につながるメッセージになるように書きぶりなどについてということでお願いをさせていただきました。私以外にも、浅井委員ほか多くの委員からも意見が寄せられた中で、引き続き関係者に伝わるメッセージとしての書きぶり、あるいは今後の説明の仕方も含めて工夫をいただきますようお願いを申し上げます。

それでこの度新しく書き込まれた水田政策の見直しについてでありますけれども、前回もこの場で

も述べさせていただきましたが、産地では今、先般の水活交付金の見直しを踏まえた対応の最中がございます。更なる見直しに当たり、現場からは、やはり持続的な発展を図る上での政策の一貫性が求められております。これまでの制度の整合性などについて御配慮いただきますようお願いを申し上げます。

内容に関しては、9年度から政策の根本的な見直し、予算の再編なども行うとされている中で、麦・大豆、飼料作物については水田・畑にかかわらず検討との記述がございます。現場において様々な捉え方がされております。

また、この2年後に水田政策を根本的に見直すということであれば、正に今現在基本計画において法改正後の初動5年間の政策を議論している中で、計画の期間中にその前提条件が変わることになって、例えば畑作で重要な輪作体系を踏まえた麦・大豆などの産地形成や、将来的な地域の土地利用の在り方を含めて、今議論をされている地域計画の検討などにも影響をしていくことが想定されます。今後の見直しの議論を進めるに当たっては、先ほど御説明をいただきましたけれども、都度都度、地域に対する丁寧な説明と、産地としっかりと意見交換を重ねながら、地域の課題と実情を踏まえた中での検討をお願いしたいと思います。

それと27ページの「不測時における食料供給の確保」ということで、実際に食料供給困難な事態に陥った際、供給力の大きな産地がしっかりと対応して、その役割を果たせるよう本文にも記載してございますけれども、事態を想定したこの演習の実施、これに当たっては平時から産地と連携をしながら、季節的な課題も踏まえて、産地において供給可能な品目は何かなど、具体的なシナリオでのシミュレーションを実施しながら不測の事態に備えた万全を期することが必要と考えているので、よろしくをお願いします。

最後に、次回以降、具体的な数値の議論になるかと思う、KPIについてでございます。例えば北海道で言えば、これから1年をかけて道の計画を策定することになりますが、その際、国の基本計画との整合を図りながら、小麦や大豆の増産、あるいは輸出の拡大などにも取り組んでまいります。その際、地域において施策の進捗、これは全てではございませんが、同じKPI、同じ物差しで測っていきたいと考えてございまして、今後のKPIの設定の考え方や算出方法などについて具体的に示していただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、山野委員、堀切委員、内藤委員の順番で御発言ください。

○山野委員　JA全中の山野でございます。私の方から2点ほど意見を述べさせていただきたいと思い

ます。

1点目は水田政策の見直しによる目指す姿の明確化についてであります。

今回、水田政策の見直しとして、水田活用の直接支払交付金、通称水活を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する旨、追記されましたが、その目的及び目指す姿が十分に見えていないような気がいたします。食料安全保障の確保という基本理念を実現していくためには、将来にわたる生産基盤の維持と食料の安定供給に向け、現場の農業者が希望を持って取り組めるような見直しの方向性を示すことが不可欠であります。そうした方向性を力強く示していただきますようお願い申し上げます。

また、予算については、「現行の水活の見直しや、見直しに伴う既存政策の再編により得られた財源を活用」とされておりますが、同様の観点から農業構造転換集中対策期間にふさわしい予算の増額と、その安定的な確保を併せてお願い申し上げます。

2点目であります。円滑な政策転換に向けた配慮についてであります。

資料では「5年水張り要件」に関し、令和9年度以降は求めないこととし、現行水活の下での令和7年、8年について、水張りをしなくても交付対象とするとされております。この点については、これまで国の方針に従って、計画的に水張り等に取り組んだ地域・農業者と、それ以外の農業者との間で不公平感が生じることのないようにすることが必要と考えており、これまでの取組内容を踏まえた一定の配慮を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

以上2点でございます。よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、堀切委員お願いいたします。

○堀切委員 ありがとうございます。

私からは全体的なことに関して、先ほどの目標とKPIとの関連性ということで、前回、目標達成のためのKPIとの関連性をより可視化して全体像が分かりやすい工夫をとということをお願いしましたところ、今回このような目標とKPI、あるいは具体的なKPIの検討案というところまで出していただきまして、まずもって感謝をしたいと思います。

言うまでもないことですが、やはり目標達成をするためには、その目標を達成するためのKPIを何にするか、これはもちろん重要なことでありまして、KPIそのものが捕捉可能でかつ定量化されていないと、それはKPIになり得ないと思いますので、今のところはみんなKPIの例として文章化されていますけれども、これをいかに定量化していくかということが今後の課題ではないかと思います。

それと、ただKPIをつらつらと重ねるのではなくて、やはりKPIの中にも優先順位をつけ、更に言えば、それに納期をつけるということまでやると、より具体的にKPI達成が目標により近くなるのではな

いかと、どこのボタンを押せば一番効果的なのかということがより分かりやすくなるのではないかと
いうふうに、そういう工夫をこれから更にお願いをしたいと思います。

それから細かいことなのですが、食品表示の適正化、37ページの一番下に「合理的かつシンプルで分かりやすい食品表示制度の在り方について、順次議論を進めていく」という一文を、これは修正して入れていただいたのだと思いますが、これが一番大事なことだと私は思いますので、一番上に、違反の蓋然性が高い品目や事業者を把握し監視するというのが、いかにも性悪説的な話なので、やはり食品事業者が適正な表示を行っていくという意味では、よりシンプルで表示しやすい表示方法、今、消費者庁を中心に分かりやすい食品表示制度の在り方を検討されておりますけれども、これが一番大事なことなのではないかと思いますが、特に合理的かつシンプルで消費者にとって分かりやすいということが一番大事だと思いますので、そのあたり御配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、内藤委員お願いいたします。

○内藤委員 ありがとうございます。日本農業の内藤です。

私から2点ありまして、KPIのページの4ページ目、これは別紙の目標・KPIの4ページ目のところの農林水産物・食品の輸出額の目標のところの主な施策の上から3つ目の箱の優良品種の海外展開等のところに関してのKPIに関する意見が1つあります。これまで品種の知的財産に関して守りの姿勢だったところをグローバルに展開していくというところは、日本の農業にとって非常に重要だと思っています。

その前提で、今回これが攻めに転換したことは素晴らしいと思うのですが、KPIの例に書いてあるところで言うと、少し進みが遅いかなというのは個人的には思っています。2030年なので、ここからの5年間で攻めに転じますというふうにした上で、ここのKPIが育成者管理機関を法人化するというところまでだと、法人化は5年もあればできると思うのですが、やはりKPIも、やれるネクストステップみたいな話だと思いますので、ここはどこまで追うのかというのはありますが、5年あるのであれば、やはりこの優良品種をライセンスにすることで、この品種をこの地域にやるといくらぐらの収益が生まれるというような成功パターンとか、そういう勝ち筋のひな形を作るところまで5年で行けるとベストかなと思っています。なので、ここの強度のところ、スピード感のところというところを、ここに関してはもう少し先に行けるのではないかなというふうに感じました。

これに関連してなのですが、ちょっと今更骨子のところにも少し入ってしまうのですが、この優良品種のところでは具体的に農研機構さんとかの、この品種をこの国にやりましょうと決め

て、そこでそういう機関を作りますということがゴールではなくて、それで1円でもいいから稼ぐということをゴールにしたときに、この機関を作った後のネクストステップとして、やはり海外の農協とか大規模生産法人に、この品種どうですか、実際に日本ではこういう栽培データなのですけども、あなたの国でやれるか実証しませんか。ちなみに知財の保護はマストですというような、そういう交渉とか実証が始まると思うのです。

それを想像したときに、今って、ここの海外展開のところにおいては、物の輸出と知財の輸出で、知財の輸出は品種のところしかスコープになっていないのですけれども、実証するとなったときに、日本の資本、日本の農業関連企業だとか日本の総合商社とかが、海外で生産のオペレーションを回していったり投資をしていることは、ここの将来のあるべき姿に向かうに当たって非常に重要だなというふうに思っています。今は明示的にこの食料・農業・農村基本計画には、そういった日本企業の海外の農業への投資、オペレーションというところへの促進というところが入っていないのですが、やはりこの知財を具体的にビジネスにしてお金を稼いでいくというときに、そういう受け手があると実証もしやすいです。さらにロングスパンで言うと、日本の品種を海外で作ると儲かるのであれば、そのもうけというのは、もちろん海外の農地なので日本が全ての収益をキャプチャーすることは難しいと思いますが、日本の品種でせっきく儲かるのであれば、日本の企業、日本の資本がそういったところに投資をして、更に収益を稼ぐというところも、食料の安全保障とかの観点ではプラスだと思います。そういった、ここのKPIをもうちょっと、5年もあれば先に進みたいですねというところと、そのプロセスとしての海外への農業投資、戦略的生産の促進みたいなところは入ってきてもよいのではないかなというところは感じたところです。

以上になります。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

オンラインで、友實委員、二村委員、吉高委員の順で御発言ください。

○友實委員 ちょっと悩ましいところがあって、実はこの計画そのものをずっと見ていきますと、農業の大規模化あるいは法人化、そういったところに軸足があるかなと思っているのですけれども、44ページのあたりには、多様な人材ということで少し兼業農家なども意識しているような記述になってはいるのですけれども、今、我々のような地方都市では、人口政策ともあいまって、この兼業農家が農業をしながら勤めもする。それから大規模農家が効率性の悪い農地、水が入りにくいとか、地域との融和性が希薄だとか、そういったところには入ってきません。そうなる则耕作放棄になっていったりするのです、やはり兼業農家で跡継ぎの息子さんとかが戻ってきて、勤めながら親が残した農地を守っていくということも結構ニーズ高いです。そういったところに資源ができる、そういう政策

も必要かなと感じているのですけれども、いかがなものかなと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、二村委員お願いいたします。

○二村委員 ありがとうございます。

それでは、私もまず今回新たに提案された水田政策の部分と、ほかのところで幾つか意見申し上げたいと思います。

まず水田政策については、やはり水田は日本の気候風土にも適していて、土地利用の観点ですとかこれまでの農業技術の蓄積などの点からも有効に活用していくべきだと思います。そういう意味で今回思い切った提案ということで理解をしております。ただ、昨年夏からのお米の状況などがありまして、国内での米の安定供給が持続して行われるのかということについて不安を持つ人は多いと思います。そういう意味で、輸出の強化など今回の水田政策の転換が国内の米の安定供給にどうつながるのかということを示していただきたいと思います。

また気になる点として、米の需要がずっと国内では縮小するということで来ていて、人口もちろん減っていくのですが、この間の米の需要の流れを見ると、下げ止まっている可能性もあるようです。これまでの需給の推計方法などに織り込まれていない要素を検討する必要があるかもしれないと思っています。

また、担い手が高齢化しているということなども、これまでの議論でも指摘があって、短い期間に急激に担い手が減少する可能性があるということが示されています。今回の水田政策の転換が、これらの課題にどう対応しているのかお示しいただきたいということと、幅広く意見を聞いていただきたいと思っています。

それから飼料用米ですけれども、これまでの取組で畜産をされる方ですとか、消費者のところにもようやく定着をしてきたところですので慎重に検討していただきたいと思います。現在、策定が進められている地域計画や自治体の農業政策とも連動する内容だと思いますので、幅広く関係する現場や現状の把握が必要だと思います。食料自給率の観点や、輸入飼料の価格が高騰する中で、飼料の国産化というのは非常に重要な課題だと思います。青刈りとうもろこしの増産というのも、そういう意味では非常に歓迎する施策ですけれども、飼料用米も引き続き重要ではないかと思っています。

それから水田活用の直接支払交付金の見直しですが、これは現場の方のほうがお分かりになるかと思うので、本当に素人の立場からの質問になるのですけれども、今、米の需給の実績を見て、この2025年は主食用米の作付けが相当増えるということを食糧部会で報告をいただいています。そういう

ことが起きるのは、それだけ生産できる土地が確保されていたという見方もできると思います。今回の制度の見直しは、こうした土地の利用の在り方にどう影響するのか、こういう需給をある種調整したり、急に増やしたりすることに対応するようなことにどう影響するのかということを、御説明いただければと思います。

それから輸出についてですが、米の輸出について、2つ方法が書いてあったと思います。低コストで生産できる輸出向けの産地の育成という部分と、それから有機米の作付けの拡大でした。その2つの方法の関係がよく分からなかったので説明をいただきたいと思います。それぞれ別の産地なり別の政策なりということなのでしょうか。

それから意見として、輸出推進の前提は、やはり主食に当たる米など、国内の消費生活にとって重要なものについては、国内の需要に十分対応できるということ、その上での輸出ということについては方針として明記していただきたいと思います。

あと細かい点なのですが、有機という言葉が何か所か出てきます。輸出のところを中心に出てきているのですが、みどり戦略のときに国際的なルールメイキングに参画していくということがあったと思うのですが、そのことについて全体の中で記述がないように思ったのですが、それはどうなっているのかというのが、もしあれば教えてください。

それから最後に、大津委員からの指摘を伺って私もそうだなと思ったのですが、農村の人口維持の問題ってすごく大切だと思います。出生率がどうかということももちろんあると思うのですが、一方で農村部から女性が流出してしまうということも報道などでは見えています。そういう意味では、女性が暮らしやすいとか、活躍できる地域づくりという点が重要だと思います。もし何らかそういう部分が追記なり、KPIなどで追加できたりするとよいのでは、と思いました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

次は吉高委員お願いいたします。

○吉高委員 ありがとうございます。

私の方は少し御確認というか、KPIの方なんですけれども、6ページの「環境と調和のとれた食料システムの確立」の部分で、まず1点目が、本文の骨子案の方が、例えばJ-クレジットの方法論の確立というのがあるのですが、こちらでは「農業分野のJ-クレジットの認証量」というのがKPIに載っていて、特に方法論については書かれていないのですが、それは何か理由がありますか。方法論がないと、要は供給量が伸びないかなと思ひまして、長期的な計画であればそういったKPIも必要ではないかと思ひまして、お尋ねいたします。

それからこの前もちょっと申し上げたのですけれども、その下の「ESGの取組のために資金投入を行った食品企業の割合」ということなのですから、通常ESGの取組というものは上場企業を対象に言われるもので、そういう理解でいいのかということです。そして資金投入の定義というのはどういうふうに定義していращやるのか。と申しますのは、これはKPIの対象になりうるのでしょうか。

左側を見ると食品ロスの削減と、それからその隣に主な施策で製造工程の脱炭素化、環境負荷低減に資する技術導入等の促進とあるのですが、この項目の骨子案の本文を見ると、特にESGに関して書かれていなくて、この食品ロスの削減という大項目とこの施策が合っているかどうかということを、骨子案の方で見つけられなかったの、ここもちょっと御確認をさせていただきたいと思います。それが2点目になります。

それから骨子案の方に、プラスチックに関していろいろな記述があるのですけれども、御存じのとおり国際プラスチック条約が採択に向けて動いているので、やはりそういった国際的な動向も見据えてという文言はどこかに入れた方がいいのかなと思っております。それが3点目です。

最後に、御質問なのですけれども、環境の交付金というものがございますよね。その交付金の対象に脱炭素等が入っているかと思うのですが、これとJ-クレジットの支援等との関係はどうなっているかだけ、御説明いただければありがたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

あと、オンラインでお三方が手を挙げていらっしゃいますので、そちらにまず御発言いただきたいと思います。高槻委員、宮島委員、赤松委員の順番で御発言ください。

○高槻委員　高槻でございます。

まず輸出に関係するところなのですが、輸出拡大等による海外から稼ぐ力の強化ということで、日本発のフードバリューチェーンの構築というところも明確に入れていただいておりますので、一次産品の輸出はもちろん重要ですし、円安の局面でそこ海外から稼ぐ力にはなると思うのですが、それに加えて、今、フードバリューチェーン全般をうまく活用して海外でも稼ぐいうところが入っているということは大事なことだと思っております。

それから、いろいろなところでイノベーションを活用しようという話が記載されておまして、農林水産分野での更なるイノベーション創出ということがあります。その中で、農林水産・食品分野は、技術開発に比較的時間を要するということ、あるいはほかの分野に比べて成長資金の流入が少ない、社会実装まで至るスタートアップも少ないという現状を踏まえて、大規模社会実証とか、あるいは事業化の段階における資金調達に対する支援を充実させるというところに踏み込んでいただいているの

で、これも全く異論なく、よいことだと思います。

1つ確認したいことがありますて、前回私が発言したことにも関係するのですが、農林水産分野という言葉がどれぐらい広いかというところにも兼ね合いがあるのですけれども、今日も少し出ていましたが、農村あるいは漁村の人々こそが農林水産業を支えていらっしゃるわけです。そういった方々の生活基盤というものを維持し、支えることも重要なテーマで、これもイノベーションを活用しなければいけないのではないかとということが、前回こちらで発言した趣旨でございます。

具体的には、そういった方々の、例えば農林水産省のテーマで言うのであれば、食の物理的アクセスというものを維持するということも大事なテーマで、そのためには、例えばモビリティ分野についてもイノベーションを活用するといったことが必要なのではないかと思っているわけです。

さらに具体的に言うのであれば、例えば無人運転バスとか、あるいは自動型の軌道運転車の導入といったことを、そういう農村地域・漁村地域等でも活用できるような仕組みづくりというところまで目を広げなければいけないのではないかと問題意識です。

なので、この農林水産分野という言葉がどれぐらい広いのか、あるいはどのように今のような部分を考えておられるかということを少し補足的に説明いただければと思います。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員　宮島です。よろしくお願いいたします。

まず世の中のものすごく関心があることとして、二村委員も言ったように、この夏のいわゆる令和の米騒動に対して、農水省がどのような方策を取るのかというところがあると思います。もちろんこの基本計画がそれにダイレクトに応えるものではないかもしれませんが、今回水田政策が入ったところで、少なくとも補助等をどういうふうにしていきたいか、どう転換していくかというところは分かりました。

現状、生産が需要と供給に見合うことはいいとして、作付けを示すことによって事実上、昔の減反政策のような効果が出ていることに関してどう考えるかということですか、備蓄米を今後どういうふうにしていくかというようなことに関して、いろいろな提案や意見が出ている段階だと思います。これに対してダイレクトに応えるのは、食糧部会の方なのか、こちらなのかは分からないのですけれども、この基本計画を見ても、その方向性とかそのつながりが出るような形にした方が、一般の人には、農業基本計画の意味合いや位置付けが非常によく分かると思いますので、ここら辺を少しブレイクダウンしていただければと思います。

2つ目は、KPIの表が新たに今日出されまして、これで全体の構成は非常に分かりやすくなったと思います。KPIの細かいところは、例と書いてあるので、きっとこのほかにいろいろなことを足すのだと思いますけれども、私自身もかねてより問題視している人口の部分に関わるところは少し厚めに、例えば女性に関しては若い女性の動向などは地域の人口に非常に影響するところだともされていますので、このあたりは厚めに様々なKPIを御検討いただければと思います。

さらに、とても字が細かい骨子案の概要というものがあるのですが、これは私たちが骨子を議論するに当たって1枚で見るために作られているということだったら非常にいいですが、ちょっとこのまま記者や一般の人に説明するには字も細か過ぎると思うので、別の形に少し変えられるか、別の概要も作られるかということを、今後、骨子を外れて本文になったときに御検討いただいた方がいいと思います。

あとは質問です。この前の議論のときに頭の方に分かりやすい総論みたいなものを付けるのはどうかという意見を、私もほかの方もおっしゃったと思うのですが、それに関してはどのような形になったのか教えていただければと思います。

よろしくお願いします。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、赤松委員お願いいたします。

○赤松委員　どうもありがとうございます。

まず最初に、先日私の意見を基本方針の方に反映していただき、どうもありがとうございました。私の方からKPIに関すること2点と質問を1点述べさせていただきます。

まず1つは、評価指標が妥当なのかどうかということが少し疑問です。といってこの企画部会で1個1個評価指標について議論するということは多分できないと思いますので、本当にこの目標を測定するのに当たって、この評価指標が適しているのかというのは御確認をお願いしたいと思います。

2点目は、計画を実施する前に評価基準を考えておいた方がいいということです。例えば、5年たって1%だけ上昇したときに、これを改善と言っていいのか、あるいはこれが誤差範囲なのかということを、結果を評価するときに議論するのであれば、それはやや恣意的な感じがします。ですので、できれば実施する前にそれを検討しておいた方がいいかと思います。

最後1つの質問は、前回のときに20年というタイムスパンの中で、今回この5年間があるということでしたので、そのタイムスパンというものを見せた方がいいのではないかと思います。この5年間でこれをやる、次の5年間ではこれをやるっていったような目指すべき姿といったものを置いておかないと、またこの次の5年のときに同じことを繰り返してしまうのではないかと懸念をして

おります。KPIのツリーは、前回の意見を反映させて作成してくださったと思うのですが、20年というタイムスパンの中で、この5年間でどう考えているのかということを御回答いただけたらと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、井上委員お願いいたします。そして、竹下委員、浅井委員という順番でお願いいたします。

○井上委員 ファーマンの井上です。ありがとうございます。

資料の御作成と御説明ありがとうございました。感想に近い発言で恐縮なのですが、幾つか発言させていただきます。

配布資料の目標・KPIのツリー化についてですが、特にこれが分かりやすく、非常に理解がしやすかったです。感謝申し上げます。

目標・KPIの検討案についてなのですが、ほかの部会で恐縮なのですが、先月30日に開催されました果樹・有機部会において、内藤委員作成のKPI設計と成果KPIについての資料が非常に分かりやすく、これをどこまで実務レベルに落とし込めるかということに関しては検討の余地があるかと思いますが、非常にこの目標・KPIの検討案を進める上で参考になるかと思いました。

続いて、またこれも感想に近いものになるのですが、基本計画の策定もこの終盤に差しかかっておりまして、この社会情勢を踏まえた全方位的な計画であるというふうに捉えております。ただ重要なのは実効性で、それぞれの産地で優先順位を定めた政策の展開を行うべきではないかと考えております。

地域計画の策定期限はこの3月までとなっておりますが、私の地域でも職員さん方が非常に忙しく今現在動き回っております。そしてこの駆け込みのように、間際になって地域の地権者の理解がまだ追いついていないということと、中山間直接支払の要件を満たす目的のために、この合意が図られているというような印象を受けております。そしてそういった事例が散見されています。

この地域計画の政策を否定しているわけではなくて、この地域の職員さん方とも議論を持たせていただいたのですが、この地域計画自体は非常に素晴らしい政策で、主要な担い手をデータベース化することで、投資対効果を見極めることのできる非常に有効な政策だとは感じております。ただ、この素晴らしい政策が地方自治体においての実効性に乏しいのかを考えたときに、都市と地方での環境や価値観、経済規模の違いがあることで生じる相互理解の不足が非常に大きく影響しているというふうに考えております。

この村社会型の地方は、地域社会のつながりと共同体意識が非常に強いので、目まぐるしい変化に

対応することが得意ではありません。しかし、地方、特に中山間地においては、目の前にもう既にこの選択と集中が迫られております。論理的な議論を進めなければならないのですが、感情的な話合いになることの方がはるかに多いです。

そんな中で橋渡し役として機能できる人材と接する機会が多々あります。先ほど大津委員からも同じような発言がありましたけれども、我々の地域においては、就農5年未満の新規就農者でありながら経営を安定化させて、そして地域の組合の立て直し、事業承継に近いような形で協力する個人農家であったり、自身も営農を行いながら様々な関係部署と連携を図る地方自治体の職員さん、Uターンの就農者で事業承継をし、相当なスピード感を持って規模感を常に成長させ続ける大型の生産法人など様々です。彼らに共通するのは、地域の文化や慣習を理解しつつ、新しい価値観を取り入れ、コミュニケーション能力と実行力を非常に強く兼ね備えております。こういった方が主体性を持って何にでも興味関心を示しているということは、ローカルヒーロー、こういった人材に更に成長していくのではないかと考えております。

本企画部会の恐らく第1回目だったかと思うのですがけれども、浅井委員が農地と人の流動性についてということを発言されていたことが非常に印象深くて、この計画の実効性を高めるには、所属や立場を超えて橋渡しのできる人材に対して、流動性を持たせて起用を実現させることが必要だと考えております。EUの取組の中ではリーダーアプローチというような概念がありまして、このリーダーアプローチによる取組の政策推進ということも参考になるかと思えます。

最後に、相互理解を深めるために知識や論理だけではなくて、実際に体験する機会や対話の機会を更に設けていただくことを御検討いただければと思います。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

続いて、竹下委員お願いいたします。

○竹下委員　今までの私を含めて、発言内容をいろいろと取り入れていただきまして誠にありがとうございます。その上で、今回骨子案の方で水田政策、米のところに対してかなり大規模に追加がなされているということは、本当にほかの委員さんからもお話ありましたが、令和の米騒動は記憶に新しい中で、それに対する対応策をやはり先頭を切ってしっかりと農水省が進めていくというのを示すことは非常に大事ではないかと思っておりますので、これだけしっかりと記載されているということは、一消費者として安定供給に向けて安堵できるところがあるのではないかなという気がしております。

その上で中身を拝見させていただいて、やはり少し大規模農家というか、農地の集約化というか、

大規模化のところに舵が切られているような印象を受けております。やはり大区画化というのは生産性向上には欠かせないものであると思いますし、経営されている側にとっても安定した収入を得るということには欠かせないものではあるのではないかなというふうには感じておりますが、一方で、私の故郷である佐賀県にも結構山間部に棚田が広がっていたりしますし、最近では日本の棚田百選など銘打って、観光地として日本人観光客だけでなくインバウンドのお客様を引きつける魅力的な地域として打ち出されている側面もあるのではないかなと思っています。

ただ、私も、あ、そんなにきれいなところがあるんだったらと足を運んだことはあるのですが、きれいである棚田であればあるほど、これは手を入れて管理してやっていくのは、もうほとんど手作業ではないかなと感じるような小さな区画もたくさんありましたし、本当に生産性向上とはやはり程遠いのではないかなと感じられるような風景が広がっていました。多分、そちらを管理されている方のそういった御苦労もあった上で、我々観光客はその地に非常に感銘を受けて、更に多くの人を運んできているのではないかなという気がしております。

そういった希少価値が、手を掛けられているからこそ出る棚田米は、やはりほかの米とは別に、ブランド米として地域の、例えば道の駅だったり、物産館だったりで売られている側面もあると思っています。やはりそれだけ手を掛けていて、特に海外の方から魅力を感じていただける、そういう棚田という風景もあいまってブランド価値を高められる部分もあると思いますので、こちらは輸出のところがほぼ大規模化というところにばかり注目されているのは少しもったいないような気もしました。今ある日本の資源としてそういった手が掛かるが故の魅力ある棚田であったり、山間部のそういった農村地に広がる風景も含めて、付加価値を付けて輸出に持っていくと、これは2つの路線として別々に考えて打ち出していてもいいのではないかなというふうに感じた次第でした。

またちょっとこちら質問ですが、KPIに関してなのですが、こちら検討案ということですが、下の目標、施策、KPIのところは例としていろいろ挙げていただいているのですが、この先、具体的にもっと案として、この目標達成には、この施策とこのKPIで行きますよというものが出てくるという認識でよろしかったでしょうか。すみません、少し私の認識が足りていないのかもしれないのですが、このあたりの視点が足りないのではないですかという話をどこの時点でするものなのかということが分からなかったので、質問とさせていただければと思います。

私の方からは以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

続いて、浅井委員お願いいたします。

○浅井委員　いろいろと資料ありがとうございます。

私から2点、構造転換の話とKPIのところでも簡潔に質問させていただきたいと思います。

構造転換のところ、冒頭も初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるという力強いお言葉を記載されております。実際まだ数字が目標もKPIも入っていない状態なのですごく期待を感じるのですが、ここにも実際に数字が入ったときに、結果的に結局構造維持ではないかとか、若しくは逆にちょっと後ろ向きな目標設定になってしまうようなことがないように、是非とも正しい目標とKPIを設定していただきたいなと思います。

KPIのところ、資料の方に反映していただいて、ちょうど農地の話ばかり私はしているのですが、農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤の強化ということで明記いただき、そしてその政策として農地の大区画化等の基盤整備ということで、このあたりはかなり明確に示していただいて感謝しておるところです。ただそのKPIが少し具体的過ぎるというか、これは米生産だけの話になりますし、そこの労務費削減割合みたいなKPIが、本当にそれを実現できるKPIなのかというところで言いますと、やはり食料供給を一番の目的として安定的に食料供給を謳うとすれば、何をどれだけの量供給するためには、どれだけの面積で、単収何トンで作らないと、その量は供給できないわけなので、やはりそれが多分KPIだと思います。

その単収何トンを達成するためには、どういう技術なり、生産性の、そのまた細分化、因数分解されていくと思いますので、どこまで細かくするかというのはやはりこれからだと思いますけれども、視点としてはやはりその目標が達成されるために必要なKPI、そこにクリティカルに効いていくKPIというところを少し意識して設定をいただけたらと思います。

最後に水田政策について一言だけ。5年水張り要件の見直しとか、作物ごとの生産性向上策を強力に推進するというメッセージについては、非常に意志を感じてよいと思うのですが、水戸部委員がおっしゃったように、やはり今、米が不足して価格が高い状態のタイミングでのこの考え方に終わらないようにしていただきたい。つまり、価格が今度、生産性が上がってきて供給が少し過剰になったときに、価格が下がることも一時的にはあろうかと思います。ただ、やはりそこに右往左往されるのではなくて、やはり20年先を見据えた基本法に基づいて一貫した政策を取っていただくことが重要かなと考えております。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

続いて、大橋委員、その後、稲垣委員お願いいたします。

○大橋委員　ありがとうございます。2点申し上げます。

まず資料2の骨子案の概要紙です。事務局からの御説明でもありましたが、横断的な施策を前に出

すという意味で、環境と調和のとれた食料システムの確立、また多面的機能の発揮もそうだと思いますけれども、そうしたものをなるべく前に置くという姿勢で資料に反映していただいたということは、私はよいことだと思っているのですが、DXとかデジタル化の話が実は見えなくなっちゃっているかなというのが、見て感じるところです。それもある意味、横断的な政策だということで、本文の中で書いていただいているところもあるので、しっかりとそうしたところを見せていただくことは重要なのかなと思っています。

具体的に申しますと、米の品薄感に伴う問題についてコメントが幾つかありましたけれども、これは実のところ、ラストワンマイルにおける食料安全保障に関わる問題だと認識をしています。この問題に対する対応として課題になっているのは、実はサプライチェーンとか流通におけるデジタル化とかDX化なのではないかというふうに私自身は思っていて、そうしたところの見える化ができていないということから、いろいろところで流通のボトルネックがちょっと現在のところ見えないというふうな状況になっているのかなと思います。そうした点でもデジタル化の推進をしっかりとやっていくいい時期だと思いますので、そちらはKPIにもあまりないのですが、是非そういうのもしっかりと横断的政策として位置付けていただいて、GXと併せてしっかりとそうした点を踏まえていながら、その両輪で施策を推進していくという姿勢が私は重要だと思います。それが1点目です。

2点目ですが、目標・KPIのツリーの配布資料をいただいて、KPIの階層化を示していただきました。また資料2の骨子案の中にも、KPIを通じて、あるいはPDCAを通じて、その施策の見直しを行うということを記載していただいているので、そうした方向で是非進めていただければと思っています。

施策とKPIとの関係は、ロジックモデルで確認をしていくものだと思いますけれども、KPIの管理に当たってということで、体制面でのコメントを1点させていただきます。これはEBPMの部局が政策評価とか行政事業レビューとか、そうしたものの並びの中で管理をしていただくよう、組織的な体制面で検討していただくというのが私はよいのかなと思っています。この基本計画は恐らく企画のラインが担当しているのではないかと思いますけれども、しばしば企画のラインとEBPMの部局とは別に動いている府省が多くて、それぞれ別途に原課に発注をかけることになって、職員が結構疲弊するということがあります。またEBPMの知見も、実は省内に体系的に蓄積されないという、そういうようなデメリットも実は散見されているように思います。

予算と企画がしっかりとEBPM部局と連携をして、骨子案にあるPDCAを回していただくことで、屋上屋を架すことなく、その業務の効率化を図っていただくというのは、組織面の体制として大変重要だと思います。またそうしたことが御省の職員のスキルアップにも、実は政策立案という観点からつながっていくということだと思いますので、是非その部分を踏まえていただければと願っております。

以上です。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、稲垣委員お願いいたします。

○稲垣委員 稲垣です。30分も遅参して申し訳ありません。

今年で54回を数える私どもの経営者の集まりに出ておりまして、遅参して申し訳ありません。この集まりから法人協会とか認定農業者の人たちが生まれた、そういう大会に出ていたのですが、やはり参集している認定農業者や法人の方は2通りありまして、基本計画にすごく関心を持っている方がいる一方で、当然そういう情報が伝わっていないということで、関心が無く、ああ、やっぱりなという感じを持った次第です。

お配りいただいたツリーの話と、あと目標・KPIの設定の仕方と、ちょっと今更ながら骨子の本文に1点申し上げたいと思います。

本当にこのツリーを頂戴いたしましてありがとうございました。こういう形で今まで議論していた形が整理されて助かりました。

しかし、いろいろこの実線、点線、線の色などの関係を見ると、なかなか理解するのが大変だなという部分がありまして、1点だけこのツリーの書きぶりで気になったのは、担い手の農地の集積率の目標のKPIが販売金額に占める担い手のシェアになっており、担い手の販売金額という問題がその農地に紐づくというのは、えっという感じがやりました。むしろサステイナブルな農業人口の構成の中に紐づけた方がいいのではないかと。販売金額を土地利用型農業中心の土地のところにつなげると、畜産経営を考慮すると、やや農地の集積のKPIなのかなという気がします。

また、この担い手の農地の集積率のところから実線が作付面積のところに伸びているわけですが、これも、労働生産性とか土地生産性、全てに線が伸びていく目標なのかなと思った次第であります。そうしますと、担い手への農地集積率のKPIが抜けてしまうのかと思ったのですが、御案内のように地域計画が全国で2万2,000件作られておりまして、4月1日以降は地域計画の実行ということで、農地の集積・集約が取り組まれるということを考えますと、地域計画の実行イコール結果的に農地の集積・集約が進むということで、ある意味地域計画というのは農地を集積するためのKPI的なものなのかなという理解をしたところであります。

それからあと目標・KPIの設定との関連で、今日地方公聴会の御連絡をいただきまして、本当にありがとうございますというか、いい企画だなと思っている次第であります。今後、その目標・KPIを設定する際、再三申し上げたわけですが、農業の現場の方の実感なりやる気を喚起する設定が必須なのかなということで、その地方公聴会が予定されているわけですが、改正法のポイントや食料安全保

障の情勢であるとか骨子の御説明をしっかりとおつなぎすることは大事だと思うのですが、やはり公聴会を開いて我々委員や農水省の皆さんが現場に共感を持っていただいて、目標なりKPIを設定できる。そういう機会にこの地方公聴会というものの運営にお心配りをいただけたらいいのかなと思った次第です。

それから、少し今更ながら骨子案を改めて読ませていただいて、56ページのDXのところ、行政の手続きの効率化なのか利用の高度化のどちらに入るのか分からないのですが、行政手続きのDXを進めるということは、何も農業分野だけの話ではないわけでありまして、特に市町村の現場とか、市町村の施設でストレスなく運用するためには、LGWAN回線の高度化など、その自治体の情報システムの高度化と、その進展と平仄を合わせる視点が大事なかなと思った次第で、もし本文にそういうことをお取り組みいただけるのであれば御検討いただきたいということです。

委員の方の御発言で、1点ちょっと印象深かったのは、大津委員から農村の特殊出生率をKPIにするべきではないかという御発言があったのですが、私はややそこは慎重な対応が必要かなと思いました。いわゆるリプロダクティブ・ライツというのですか、産む権利とかそういうことというのはかなりデリケートなものでして、私どもの農業委員会も過去に就業改善の対策とか後継者の対策で農業後継者の結婚問題ということに取り組んだ経過があります。これはなかなか大変であります。

こういうことというのは自発的にというか、現に農業委員会なんかでもそういう結婚相談みたいなことをやって成果を出しているところもありますが、これが全国一律のKPIとかで下りてくるとなると、なかなかデリケートな問題が発生するのかなと思いましたので、いろいろこれから目標なりを御検討いただくときには慎重に御検討いただきたいと思った次第であります。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

オンラインで田島委員が手を挙げていらっしゃいますので、よろしくお願いいたします。

○田島委員　機会をいただきましてありがとうございます。

本町では全町内で地域計画が完成しつつございます。これまで大規模農家や法人による効率的な農業が優先されておりますけれども、本町ではしっかりと地域で話し合いをし、兼業農家または定年帰農者などあらゆる農家を総動員して耕作放棄地を出さないようにしているところでございます。基本法第26条でも、多様な農業者について触れられております。まだまだ本町内には、兼業農家や定年帰農者の方々がいらっしゃいますので、このことから農家への評価や支援をお願いしたいというふうにも思います。

またもう1つですけれども、スマート農業の効果を大きく発揮するためにも、農地の集積・集約化、また大規模化は欠かせないと思います。そういったことから、これらのソフト面とハード面の連携し

た条件整備も併せて重視していただきたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、小針委員お願いいたします。

○小針委員 発言の機会をいただきありがとうございます。

まず4点ほど申し上げたいと思うのですが、1点目がまず骨子の本文の構成として、ローマ数字ごとに基本的な方針があって、そこで大きなことが書いてあって、それに対して具体的な施策というつくりになっているかと思います。この基本的な方針のところに、この基本法の改正等も踏まえて、どういう方向で何をしていくのかということをもう少し丁寧に書いた上で、具体的な施策となっている方がいいかなと思いました。

というのは、1ページのところの基本的な方針について、この1番の国内の食料供給に関わるものはあまり書かれていないなと思っていて、2番のところの話からのスタートになっているかなと思っています。なので、この基本的な方針を見て、1番の具体的な施策で、水田政策の見直しというふうに入っていくと、ちょっと唐突感があるなというような感じもするので、この基本的な方針の部分の書きぶりを少し工夫してもいいかなと思いました。

それは後ろの国民の理解の醸成のところも、なぜ消費者の行動変容が必要なのかということが、あまり説明のないままに消費者の行動が変容が必要みたいなことになってしまっているのです、今のこういう状況の下で、こういうことが必要だからこういうことを行うということが流れで見える形がいいのかなと思います。

その関連で言うと、今回の中身としての水田政策の見直しについては、このような方向での見直しというのは、先ほど齋藤委員の御発言もありましたけれども、私自身としてもこれまで意見発信してきたところということもありまして、こういう形での見直しを実施されるということを明記されるというのは1つ大きなことかと思っています。ただ、基本計画に書く上では、これは手段の話になってしまっていて、何のためにどのような方向のことを行っていくということがあった上で、そのために交付金の体系を見直していく、水田だけではなくて生産性向上という観点からの支払に変えていくということにしているという形での説明になって、多分今の状況だと、今の検討状況でこちらにお示しができるものという形で記載されているというところもあるかとは思いますが、そのような形での記載にしていく必要があるのではないかと思います。

ちょっとその観点で気になったのは骨子の概要の方の要約の書き方で、主要テーマのところの主な施策の水田政策の見直しに関わるところが、将来にわたって安定運営できる水田政策の確立となっ

ていて、根本的に見直すことできちんと安定運営できる水田政策にしていくということではあると思うのですが、一方で水田だけではなくて、畑地にも支払うという形になると、水田政策というタームが適切なのかということも出てくると思うので、今後ここへの記載内容を整理される中で、それぞれの場所において適切なワーディングをお願いできればと思います。

あとは細かいワーディングの話が多いのですが、1点少し気になったのが合理的な価格形成のところ、**「コスト上昇に見合った価格改定」**となっているのですが、なんとなく価格改定という**と決まっているものを変えるという形**なので、もともと合理的な価格形成という言葉もありましたし、何となくこのワーディングが**気になったので、工夫をいただければ**なと思いました。

あと最後に、ここも繰り返しのお願いになりますけれども、最後の団体間の連携のところ、行動変容は消費者だけではなくて全体でという形で書くことは前回も申し上げましたが、57ページのところですが、やはりここでやるべきこと**って団体間の相互連携ではなくて、団体ではないステークホルダーもやるべきことだ**と思うので、ここが**団体という言葉に限定される**ということは少し気になります。

その上のところ、この（1）の**「団体間の相互連携」**で始まる文のところ、それぞれの関係者・団体が食料システムで捉えた上で取り組む必要があるという、この部分が状況が厳しくなる中で、関係者がより主体的に取り組む必要があるというのが今の状況で、それであるからこそ基本法も変えているというところなのかなと思うので、少しこのあたりの表現ぶりを工夫いただければなと思っています。

最後にPDCAのところ、先ほど大橋委員が御発言された、今、ほかの部局で進められているPDCAとの連携ということは私も同じことを考えておりますので、御検討いただければと思います。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

御参加いただいた委員の皆様には全て御発言いただいたと思いました。

それでは、事務局並びに関係部局から御発言をお願いいたします。

○総括審議官　たくさんいただいたので全部受け止められているかどうかは少し自信はないですが、説明をしたいと思います。順不同で進めたいと思います。

まず宮島委員から、分かりやすい総論を書くべきではないかというふうに前回御指摘いただいて、我々としてもそれは十分理解をしております。これから本文の策定の作業に入っていくわけなのですが、本文の策定に当たっては、我々としても総論というのですか、そもそも食料安全保障の動向ですとか、そういうものをしっかりと書いた上で、それぞれの項目についても現状を書いた上で施策を書

いていく。どちらかというと、この骨子というのはこれからやっていく政策を取りまとめていっているものなので、その説明ぶりが、そういう意味でどういう理由でどうなっているんだということが書いていないのではないかという御指摘と思ったところもあるのですが、そこは本文の中でしっかりと説明をしていくということで、飽くまで骨子というものは、そういう政策の方向性についてお示しをして御議論いただいたものだということで、御理解いただければと思います。

当然分かりやすい総論については、今後、地方意見交換会が終わった後に、その意見も踏まえながら本文を作成していくわけですが、その本文の策定作業に当たって、また委員の皆様にも丁寧にお示ししながら進めてまいりたいと思います。

あと宮島委員から、前回も御指摘いただいた一枚紙が細か過ぎるという御指摘については、我々としても、まずは委員の皆様にも全体の骨格というか、何が書いてあるのかということを経体的に御理解いただくという観点で、この資料2を作らせていただいて、これを例えば各党への説明とかそういうところでも使わせていただいているわけですが、当然、国民の皆様にも御理解いただく上では、もう少しメリハリをつけて、あるいはなぜこんなことをやっているのかという理由もしっかりと付した上で説明資料を作る必要があると思っていますので、それは本文を作成した上で、その概要の在り方についても是非御意見をいただければと思います。まず1点目です。

あと、竹下委員からKPIについて今後どうするんだという話なのですが、KPIは今のスケジュールで言うと、2月末から3月の頭ぐらいに委員の皆様にお示しできるように、今の政府部内でも調整をしております。前回も今回も例と書かせていただいているのは、我々もその調整の過程にあるので、その調整の過程のものですよという趣旨も踏まえてお示しをしているのですが、ただあまり固まってから委員の皆さんにお示ししても、今度は逆に委員の皆様の考えも取り入れられないという形になるので、あらかじめそういう調整過程だという前提でお示ししたものであります。ですので、このKPIの、あるいは目標の項目とかも今調整をしているので、若干変わっていくものだと思いますが、そういうものとして御理解いただければと思います。

ただ、委員の皆様からあらかじめ御意見いただいたので、それも含めて調整をしてまいりたいと考えております。

あと、大橋委員はじめ小針委員からもありましたけれども、このKPIとかそういう目標の検証ということでございますが、我々としては、今、政策評価も例えば政策評価の第三者委員会で意見聴取などを行っているわけなのですが、令和8年度からになりますけれども、当然令和7年度から基本計画が始まったとして、7年度の実績は8年度に上がってくるわけなので、それは政策評価を企画部会に一元化して目標の達成状況とか、あるいはKPIが今どうなっているのかということは、委員の皆様にお諮

りして検証していく作業を進めたいと思います。広報評価課長もいらっしゃいますけれども、広報評価課長の下で政策評価は進めていく形になりますので、それは何か企画部門で、政策課長のところと連携しなければいけないわけですが、基本的には評価という政策評価の文脈で委員の皆様へ報告をして、それをまた政策にフィードバックしていくという作業になってくるかと思うので、そこはしっかりとやっていきたいと思います。

あと、まず米の政策について、基本的には今後固めていきますので、その際には、山野委員や水戸部委員からもありましたが、現場の声をしっかりと聞いて団体の皆様の声とか地方公共団体の皆様の声もしっかりと聞いた上で検討を進めていきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

その上でですが、齋藤委員ですとか大津委員からもありましたけれども、生産のところにもという話がありましたが、まず2ページの生産のところを御覧いただくと、生産のところでも大区画化を図ってコストを把握しながら生産コストの低減を図っていくんだというのは、まず大原則としてあって、その上でただ、生産コストの低減を図るのだけれども、特に輸出については、より生産コストの低減を図っていく必要があるので、こういうようなことを総合的に取り組む輸出産地を作るんだという形で特出しして書いていると御理解いただければと思います。

当然、これ以外のところで生産コスト低減をしないわけではありませぬので、そこはまずそういう趣旨だと御理解いただければと思います。

あと当然有機米とかそういうものの作付拡大みたいな話は、特に中山間などで一生懸命有機米に取り組んで輸出もやられている産地も多数あることも承知していますので、それは生産の低コスト化の文脈ではない形で、しっかりと後押ししていきたいという趣旨で書いているということでございます。

あと、幾つか大規模化だけ念頭に置いているのではないかという趣旨の御発言がありましたが、我々の理解としては、一応今回食料自給力の確保のところ、「地域計画を核とする取組」のところも、やはり規模拡大というよりも、齋藤委員もよくおっしゃいますが、いなくなっていく方々の農地をどうやって引き受けていくのかという観点で、やはり効率的に引き受けてもらうには水田の大区画化も必要だし、あるいはその受けてもらえる方々の体制を確保していかなければいけないということで我々としては書いているつもりなので、そういう意味では大規模化一辺倒ではないと思っております。特に2ポツのところも、「農業を副業的に営む経営体など多様な農業者が農地の保全・管理に一定の役割を果たしながら、」持続的に農業が行われることを通じて集落を維持していくんだという書き方にあって、今でも例えば農地の集約のところは、そういう集落の取組なども活かしながらやられているはずなので、そのような意味で、大規模農家だけ育成するというのではなくて、どうい

観点で農地を守っていくのかということを考えて、一応このあたりの地域計画を確認する取組というのも書いているつもりなので、御理解いただければというふうに思っております。

あと最後に地方意見交換会の在り方ですけれども、17日から地方意見交換会を始めべく今準備をしているところですが、まずは参加をしてもらう委員の方々に、しっかりとその地域のいろいろな声を聞いていただいて、ディスカッションを深めていただければと思っています。なおかつそういう声をリアルの会場だけだとなかなか伝えきれないので、ウェブ開催でなるべく多くの方々にもそのやり取りを聞いていただいて、今回の基本計画の趣旨なり、今の検討状況なりをより多くの皆様に御理解いただくような方法で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○新事業・食品産業部長 新事業・食品産業部長でございます。

まず吉高会員の方からKPIの別紙の6ページの関係で、食品ロスの削減という目標に対して主な施策が製造工程の脱炭素化というふうになっていて、それでKPIがESGの取組うんぬんという形で、ここの平仄取れていないという部分の御指摘がございました。ここは食品ロスの中に環境負荷低減の技術導入ということ、ここは少しマッチしない部分の整理になっていきますので、ここの整理は改めてきちんとできるように検討をしたいと思います。

それからあとESGの取組のKPIの部分のところでございますけれども、ここにつきましては食品企業の方にアンケートなりを取りながらKPIの進捗の捕捉をやっていく方向で今検討はしておりますけれども、その際このESGの取組というだけでは、何をするという部分を明確にしないで聞くような形になりますと、この目標との関係でうまくKPIの進捗の捕捉ができない可能性がございますので、引き続きこのESGの取組のどういうところなのかという定義といいますか、考え方については、この目標との関係でしっかり今後詰めていきたいと考えております。

それから併せてプラスチック条約をはじめとするプラスチックに関する国際的な規制なりの動向についても触れるべきではないかという御指摘がございました。このプラスチックの部分は、骨子の42ページの方に（3）で「プラスチック資源循環への対応」ということで触れておりますけれども、この中で国際的な動向についても、どういう形で触れられるかということは少し検討してみたいと思います。

それから小針委員から、この骨子の36ページのところで、3番の「合理的な価格形成」で、「コスト上昇に見合った価格改定が行われる環境」という表現につきまして、適正なのかという御指摘がございました。我々の趣旨は、この下の（3）、下から2行目に書いていますように、持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるような環境を整備したいという趣旨でございますので、この趣旨に合ったよりよい表現というところは少し工夫してみたいと思います。

以上です。

○大臣官房審議官（技術・環境） 環境関係で3名の委員から御指摘をいただきました。

まず大津委員から、大型農機の燃料としてのバイオディーゼルの記載についてでございますが、39ページでは、農業分野における燃料消費を低減させるための農業機械の開発の方向性ということで、電化や水素化技術について記載をしております。高純度バイオディーゼルについては、委員が御指摘のとおり既に利用されていて、機械の開発の対象ということではないと考えております。技術の面で補足があれば関係各局から補足をお願いしたいと思います。

他方、バイオ燃料の利用促進の面については、これまでも御説明させていただいているとおり、41ページの④にかなりの分量を割いて記載をしております。地域の特性に応じて利用を進めるというふうにしてございます。バイオディーゼルは、廃食用油や油糧作物を原料として製造されますが、これら原料を安定的に生産・収集できるという地域は限られていると考えておりまして、地域の特性に応じた利用を進めることとしております。

それから2点目に、KPIに生物多様性に関するものがないということでございますが、生物多様性の保全の評価については、農林水産省で行う以上、営農活動における取組、例えば冬水田んぼ、それから堆肥の施肥・施用、そして農薬の削減といった関係性の中で、こういったプラスの効果が得られるのかという評価が必要になると考えております。この点が環境省等の評価とは異なってくるのかなと考えております。

実際に、もう見える化のラベルの制度の検討の際にも、生物多様性保全効果について検討を行ったのですが、稲作以外では十分なデータがないということで、現在のみえるらべるでも米のみで生物多様性の評価をしているという経緯がございます。このため現時点では目標設定は難しいかと考えております。

そして二村委員から、国際的なルールメイキングへの参画に関する記述がないということでございますが、39ページの国際環境交渉にルールメイキングへの参画を含めて取組方向を記載してございますので、御確認をいただければと存じます。

吉高委員からのJークレジットのKPIに方法論についての目標がないのはなぜかという点でございます。JークレジットのKPIは、よりアウトカムに近い指標ということで認証量を位置付けてございます。この認証量を増やすためには、方法論の策定と普及が必須でございますので、認証量のKPIを達成するための構成要素として、方法論の作成に取り組んでまいりたいと考えてございます。

そして新たな環境直接支払交付金とJークレジットの関係についてでございますが、Jークレジット制度は温室効果ガスの排出削減・吸収の効果に対する対価として売却益を得るものでございますが、

現時点では広く流通されているという状況にはないので、これに依存して環境負荷低減の取組を拡大していくということは容易ではないという実態がございます。

他方で、新たな環境支払交付金は、みどりの食料システム法の認定を受けた農業者が環境負荷低減型の農法に取り組む際に導入コストが生じるほか、生産や販売が不安定になるというリスクなどがございまして、収益化が容易でないということを踏まえた支援を検討してございます。

ですので、Ｊ－クレジットとは趣旨が異なるというものでございますが、いずれの仕組みも環境負荷低減に取り組む農業者の経営支援に資するものということで進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○農林水産技術会議事務局研究総務官 技術会議でございます。

高槻委員から、農林水産分野のイノベーションとはどういう範囲なのか、農業、林業、水産業だけではなく、農村に人が住み続けられる条件整備なども取り組むべきではないかという御質問をいただきました。

農家の数が急速に今後減っていくという中で、まずは農業、林業、水産業の生産性向上をしっかりと高めていくための取組というものを限られた予算、人員の中でやっていく必要があると思っております。一方で、農村に人が住み続けるための条件整備ということで、農業集落排水施設ですとか農道といった農村インフラの強靱化もしっかりと推進していきたいと考えております。

以上です。

○消費・安全局総務課長 消費・安全局でございます。

まず堀切委員から、37ページでございますけれども、食品表示の適正化についての記述、コメントをいただいております。私どもといたしましても、まず表示の制度の在り方みたいなものがあって、その推進とか監視というようなものがあるということは自然な流れかなというふうに思いますので、これから本文の検討を進めていくに当たっても、こういったことを踏まえて検討を進めていきたいと思っております。

それから小針委員から、国民理解の醸成がなぜ必要なのかというところをもう少し記述をというような御意見をいただいているかと思います。これもこれから本文の検討に向けて指摘を踏まえて記述を充実させていく方向で検討したいと思います。

以上でございます。

○大臣官房審議官（兼輸出・国際局・交渉総括） 輸出・国際局でございます。

内藤委員から、輸出促進のKPIに関連いたしまして、海外から稼いで国内に還元する枠組みの具体例として、育成者権管理機関の法人化だけでは進みが遅いのではないかという御指摘をいただきました。

さらに日本の資本で海外でこういった事業を行うということをより想定した形で、次のステップでのより具体的なKPIの設定を検討すべきという御意見と理解しております。今後5年間でございますけれども、法人化の次のステップとして実際日本の資本が進出を考えているところもありますし、その上で実際その国の規制に応じて、実際の栽培までどのくらい時間が掛かるかという問題もございます。そのような状況を踏まえまして、どういうふうに定量化していけるか更に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○農産局長 農産局でございます。

まず水戸部委員あるいは山野委員の方から、水田政策のところ、水張りの御意見がございました。私ども、この水活の水張りの要件というのは、従来水田としてブロックローテーションなどをやりながらしっかりと水田としてやっていく、あるいは畑地化して畑作もその生産性を上げていくということで、地域の選択ということでやってきたわけでございます。ただ、その中で地域の方から、どうしても水を張るのがなかなか難しいところがあるというようなお話を随分受けまして、今回のような取りまとめといいますか、提案といいますか、今回のような仕組みということで、どうかということで、こうしているわけでございます。

それから二村委員の方から、お米で、輸出について国内とどちらを優先するのかというお話でございます。当然、私どもこれから人口も減り、需要が減る中で、やはり水田を一定程度守っていくということで、平時は輸出を増やして、そういった主食用の米を作っていこうと。その中で国内で不作、供給が滞ることがありましたら、もちろん備蓄もございますけれども、そういった輸出のお米も活用できると、こういったことで食料安全保障として確保していく、こういうふうに考えているわけでございます。

また、需要の減少ということも、これは食糧部会の方で随分御議論いただきまして、我々ももっと研究を重ねなければいけないわけなのですけれども、ただ、人口が減っていくということは、これは間違いないわけで、そういった中では将来需要の減少というのはなかなか避けられない。そういう面からも輸出というのは非常に大事だというふうに思っております。

それから宮島委員の方から、備蓄米の活用というお話ございました。先週金曜日に食糧部会に備蓄米の活用ということで諮問いたしまして、答申をいただきました。昨日、閣僚懇談会の中で総理からも備蓄米の活用を進めるようにというような御指示もございます。私どももしっかりと準備を急いでやっていきたいというふうに思っております。

あと、井上委員から、果樹の振興計画の中でのKPIというお話でございます。これは基本計画の一部

作物ごとに、そういった細かい計画も作っております。そこはまた割と専門的にやっておりますので、その中で反映できるものはこちらで反映して、そこでやっていくものはそこでやっていくという、そこは一部重複しつつ切り分けながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○畜産局長 畜産局でございます。

今回は土地利用型作物の中での飼料作物の位置付けの中で、これまで飼料用米中心であった生産体系を見直すということをしております。ただ農地を維持活用するという観点から、生産効率性ですとか、あと栄養価という観点からの青刈りを少し取り組めないかという転換でございます。

このことですが、齋藤委員からございましたように、現状からいきますと青刈りとうもろこし、北海道ですとか西南暖地の九州、こちらの作付けが旺盛でして、実際は関東以西でありますと作付けは可能なのですが、いろんな条件がある中でなかなか取り組めていないところ、これらにつきましては生産基盤の関係で、要するに湿度を嫌うという性質に対してどう克服できるのか。あとはコントラクターですとか、作業生産組織など、どういようなものが育成できるのか、そういう観点の取組の実態調査ですとか取組の支援の在り方、この検討を並行してやってまいりたいと思っております。

片や畜種ごとでエサというのはまちまちでございますので、それぞれの畜種ごとの給餌の在り方についても並行して検討する中で、飼料用米につきましてはこれまでの取組の中で、例えば牛、豚、特に酪農ですとか、そういう面につきましては、それぞれの取組の中でブランド化に取り組まれていたりですとか地域との結びつき、こういうものが確立されたものもございますので、そういうものに対してはきちんと着目をしながら、それらについての実態も調査をして支援の在り方、これを十分に検討してまいりたい。このようなものを並行して飼料作物の関係については検討を進めていきたいと思っております。

○経営局長 経営局でございます。

大津委員から、地域計画の話で、もっと外の人というか、いろんな学生、大学なども参入すべきといった話もございました。これは令和7年度以降の進め方の中に、どういう形で入れ込むのか検討したいと思います。

地域計画の話がたくさん出ましたので再度説明をさせていただきます。今については、農村集落をベースに将来の農地の利用というのを話してもらおうということに重点を置いています。これはなぜかというと、そこで合意されないものというのは次の政策につながらないからということで、こういった地域の集落で話してもらったときに、将来農地を利用する人がいないとか、そういう実態をちゃんと把握してもらおうというプロセスとして次につなげていくという、その中で外部の人を呼び込んでい

くとか、そういった意見を取りまとめる中のリーダーたる人というのも外から入れていくということのようなことは我々としても重要だと思っておりますので、書き方だけではなくて政策についても御指摘を踏まえたいと思っています。

また友實委員そのほかから、兼業農家とかいわゆる多様な農業者の御指摘がございました。これは本文の14ページの方に書いておりますけれども、ここも再度確認なのですけれども、基本的に基本計画自体は大きなマクロ的な流れというのを反映しないとできない中で、農業者というのは大きく減少することは避けられないと。またその内訳を見ると、実は兼業農家ほどより減少が激しいという実態がございまして、そういう中で、零細の人がほかの仕事にも就きながら守ってきた農地というのが使われなくなっていくという実態を、どう食料の安定供給につなげていくかと考えたときには、やはり農地の集積・集約というのをやっていくということが重要ですので、政策としてはそちらに重点を置いた書き方をする必要があるということについて御理解をいただければと思います。

最後に稲垣委員から、KPIと目標の関係についての御指摘がございましたけれども、ここも今の話の続きで、食料の安定供給ということを考えれば何が重要かということ、やはり持続的な経営をできる人が食料供給の大宗を担っていく体制を作っていく。それは大きな目標でありKPIでもあると思います。そうした場合に、これまで定着してきた農地集積率ということなのですけれども、正に稲垣委員がおっしゃったように、畜産であるとか施設型というような農地集積率だけでは補完できないものがございますので、そうした面ではそうした人が農業生産の販売額の大宗を担っていくというようなことも補完的な形でKPIとして位置付けるのがいいのではないかとということで、このような提案になっているということでございます。

以上です。

○農村振興局長 農村振興局でございます。

高槻委員の方から、「イノベーション」という場合に農林水産分野のどこまでを含むのかというお話がございました。農業の関係は、スマート農業その他のところで言及されていると思いますけれども、問題になるのは自動運転とか農村の分野のお話かというふうに考えております。農村というのは農業者が住む場所であり、また農業が行われている場所というのが農村であるというのが私たちの考えでして、ここで普及が図られるべきものというのを、何か農林水産分野ということで限定をかけるというのは必ずしも適切ではないのではないかと。むしろ他省庁とも連携をしながら、一緒になって取り組んでいくべきものであると考えております。

そのような考え方に基きまして、例えば44ページのところで物流網の維持・確保とか、あとそれを受けて45ページのプラットフォームの下での取組ということについては、他省庁と連携してという

ことも書いております。また46ページの3の（2）のところで、生活面ですとか交通の面を含む生活インフラの確保について言及をしているところでございます。

あと浅井委員の方から、KPIについて、基盤整備のKPIで米の生産コストの労働費削減割合だけが書かれているというのはちょっと足りないのではないかというお話がございました。ここは飽くまでも、私たち基盤整備の農業生産基盤の強化を図るKPIとしては、やはり基盤整備のメインターゲットは米だという認識でおりますので、米の中でも、基盤整備をすることで大区画化を進めていく。これによって、何に一番基盤整備の効果が現れるのかということを考えたときに、労働生産性に現れるんだろうということでこのKPIを提案しているということでございます。

これは例えば単収ということになってくると、どのような品種を植えるとか、営農技術の関係ですとか、様々なほかの要素に左右をされるということもございます。むしろ齋藤委員などよくお分かりだと思いますけれども、大規模化をしていくと、どうしても移植で田植えをやったというよりは直播でやっていく。そうすると、今度は単収が下がるかというようなこともございますので、まずは大区画化の効果を見るという意味では、やはりこの労働生産性を見ていくということが一番端的なのではないかと考えているところでございます。

他の作物については、それぞれのところでそれぞれの作物について生産目標を立ててチェックをしていくということになっておりますので、そちらの方で見ていくことができるのかなとも思います。あと整備面積そのものをKPIに掲げていくということについては、これはもう結局予算の付き具合によっていくらかでも変わってしまうというところがありますので、それはそれであまり適切ではないのだろうということでこのような形にしているということでございます。

○サイバーセキュリティ・情報化審議官 デジタル担当でございます。2点申し上げたいと思います。

まず1つが大橋委員から、DXの推進について御意見を賜りました。本文で言うと、横断的な取組ということで、56ページから57ページにわたって記載がございました。資料2の骨子案の概要においては、横断的に進めるという意識を持って右下のところに今入れているという状況でございます。お話ございました消費までの情報伝達も含めまして、これ様々な分野で関係部局と連携してDX、それからデジタル化、しっかりと進めていきたいと思います。

それから稲垣委員から、地方自治体における情報システムについてお話をいただいております。自治体の情報システムを活用しながら行政手続きの効率化を進めるというのは必要不可欠でございます。当然、現場である自治体と連携しながら進めていきたいと思います。

したがって、骨子案の関係で言いますと56ページ（2）のデジタル化による行政手続きの効率化の1つ目のポツのところに、利用者・システム部局・政策部局が連携して、総合的にデザインする

旨を記載しています。この利用者の中には、当然農業者の方、団体、それから自治体の方、これらが含まれる形でやっていきたいと思っております。

それから59ページの5番で、自治体との連携の強化ということも入っているところでございます。しっかりと現場の実情を踏まえながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

他にございますか。よろしいでしょうか。

網羅的に事務局の各部局から御説明をいただいたと思います。もし足りない部分があれば、また委員の皆様の方から少し意見のフィードバックをしていただければと思います。

最後に私の方から少しだけコメントさせていただきます。

本日は、企画部会が始まる直前に資料が来たにもかかわらず、皆様に読み込んでいただいてかなり突っ込んだ御意見を賜ったことをまず感謝申し上げます。

それまでいろいろな調整も必要だということから、総括審議官の方からもお話がありましたけれども、正にこの水田政策の議論というのが非常にコアになるところだというふうに私も理解しております。

最後に小針委員から御発言いただいた点は、私もはっとするところがあったのですが、水田政策の見直しということで、これは何を言いたいのかということをお我々は理解できるのですが、一般にはなかなか分かりにくいのではないかなと。いつの間にか、業界としての解釈とか言葉遣いというものに陥っている可能性があるなという気がいたしました。昔は、品目横断的経営安定対策という言葉だったと思うのですが、そうすると今回のこの意味は、水田政策を見直すと玉突き的にほかの作物の政策も変わってくるので、全体として見直しをするんだということの含意だと思うのですが、これが前面に水田政策ということだけになると、少し一般の方には分かりにくいのかもしないかなというように気付かされました。

それから、今日はこのKPIのツリー図でしょうか。これを出していただいたことで本当に頭の整理ができた素晴らしい図だったというふうに思っております。事務局の御尽力に感謝いたします。

例えば、農業の成長産業化や国土強靱化に関する農業生産基盤の強化というのはこの農地と技術が組み合わせあって、生産性向上というのは人と農地と技術が関係して、この目標を達成するんだという、そのロジックが分かるところでございます。

それには、あとここに施策がぶら下がっているのだと思うのですが、これを今後この考え方の中に落とし込んでいくかどうかというのは、社会に提起していく上で1つポイントになってくるの

だと思うのですが、それは非常に複雑になって難しくなるのではないかなという印象を持ちました。

そもそも、国内の食料供給という大きな枠組みの中で、食料自給力の確保は人と農地と技術と生産資材という農業生産を行うためのインプットの部分の施策の体系とか目標が示されているだけであって、最終的に食料安全保障の確保をするためには、アウトプットをどう作るかということと、それからそれにどうアクセスしてもらうかということの更なる施策の積み重ねがあると思うわけであります。

自給率の目標は、とにかくまずアウトプットの議論をしなければいけないのですが、インプットの部分を確保した後に、適切な構成でアウトプットをつくり上げていくためには、先ほどの言葉で言えば品目横断対策、経営所得安定対策などが絡んでくるわけなのですけど、その施策の構成というのはこの図だけではちょっと分からないと思います。

さらに、農村の振興の施策の部分で農業の基盤の保全管理なども含めるので、これは農業生産の下支えになってくる。そういうことを考えると、この図は今どうしても2次元で書いてあるのですが、ある意味3次元に書いて3層ぐらいのレイヤーにしたいので、下に農村があって、その上にこの農業のインプットのレベル、構造の問題があって、さらにアウトプットの問題があるというふうな感じもいたします。

それら全体を包括するように、実は全部がデジタル化をしていかなければいけないという横断的な施策が必要になってくるということで、この基本計画を最終的に出していく上で、この政策が非常に複雑でお互いに関係し合っているところをどのように説明していくのか。この部分のイントロは、多分先ほどからお話のあった総論の部分でお示しすると思うのですが、一般的にはそれを見える化するためにある種のポンチ絵を作らなければいけないと思うのですが、今言ったことを考えると、非常に難しいのではないかなと思います。

ただ今後、この骨子の案を更に文章に細かくしていく上で、このまずKPIツリー図を作っていただいたことは、そういうことを考える手だてになっているのではないかと考えて大変感謝するところであります。

すみません、少し余計なことを申し上げましたけれども、今後の御議論に、皆様とともに取り組んでいきたいということを申し上げたいと思います。

それではすみません、もう25分過ぎたような状態になってしまいました。一応御議論はここまでとさせていただきますと思います。

続いて今後の企画部会の進め方についての御連絡となります。既に総括審議官からも、それから稲垣委員からも少し御指摘のあった地方意見交換会の件です。この新たな基本計画の策定に向けて、骨

子案を基に幅広く国民の皆様の意見を伺うために、地方意見交換会と意見募集を実施したいと考えております。

地方意見交換会は2月中下旬に全国11ブロックごとにオンラインで開催することとし、それぞれの回に2から3名程度の委員に御参加いただきたいと考えております。また地方意見交換会と並行して、農林水産省のウェブサイトにおいて意見募集を行うことといたします。これら地方意見交換会及び意見募集を踏まえまして、新たな基本計画の本文等の議論に向かっていきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは本日の議題はここまでとしたいと思います。

最後に、事務局から次回の日程についての御説明をお願いいたします。

○大臣官房参事官 次回の企画部会の日程及び議題等、詳細につきましては調整がつき次第、改めて御連絡差し上げたいと存じます。

○中嶋部会長 それでは、これをもちまして本日の食料・農業・農村政策審議会企画部会を終了いたします。どうもありがとうございました。

午後3時25分 閉会